## 介護老人保健施設美野里短期入所療養介護事業所重要事項説明書

令和7年4月1日現在

### 1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

法人名 医療法人 明精会

施設名 介護老人保健施設美野里 短期入所療養介護事業所

開設年月日 平成10年 6月16日

所在地 福島県会津若松市北会津町東小松字南古川12番地

電話番号
ファックス番号
管理者名
0242-56-5000
0242-56-5004
医師岩松宏

介護保険指定番号 介護保健施設(0752485011号)

(2) 介護老人保健施設短期入所療養介護の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などのサービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるように支援することを目的とした施設です。冠婚葬祭や旅行などのため家庭介護ができないようなとき又、介護疲れなど家族、介護者の介護軽減のため短期間の利用者をお預かりします。

この目的に沿って、事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

「安心で快適な、明るく希望のある施設づくり」 ―― 自立と生きがい ―― の実現をめざして、悦びと情熱とゆとりをもって、地域の方々と共に、お年寄りや その家族がいきいきと暮らせるように支援していくことを目的としています。

## 2. 介護保険証の確認

ご利用者の介護保険証・後期高齢者医療被保険者証・健康保険証を確認させていただきます。

#### 3. ケアサービス

事業所でのサービスは、事業所サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・家族の希望を十分に取り入れ、計画の内容については同意をいただくようになります。

医療:状態的に安定した要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

介 護:事業所サービス計画に基づいて実施します。

機能訓練:原則として機能訓練室にて行いますが、事業所内でのすべての活動が機能訓練の ためのリハビリテーション効果を期待したものです。

## 4. 施設の職員体制

各職員の配置は、定数或いは定数以上を配置いたします。

	定数	業務内容	
施設管理者	1	施設での管理・運営	
医師	1	利用者への医学的管理	
看護職員	10	医療を含む管理	
介護職員	28	利用者の介護・レクリエーション指導	
薬剤師	1	調剤指導者等の指導	
理学療法士		理学療法とリハビリテーション指導	
作業療法士	2	作業療法によるリハビリテーション指導	
言語聴覚士		言語療法によるリハビリテーション指導	
管理栄養士	1	適切な献立、栄養指導	
栄養士	1	食事の提供、管理	
調理員	4 利用者への適切な調理		
支援相談員	1	相談業務全般	
介護支援専門員	1	ケアプラン作成	
事務員	2	施設管理と事務一般	

短期入所療養介護事業所に置くべき職員体制は、利用者を介護老人保健施設の入所者とみなすため 介護老人保健施設美野里の職員が全員短期入所療養介護事業所職員として兼務職員といたします。 夜間は、事業所の職員体制の中で看護職1名、介護職員3名で対応しております。

# 5. 利用定員等

- ① 介護老人保健施設美野里定員100名の中で対応する。
- ② 療養室 個室 6室 2人室 3室 4人室 22室
- 6. サービス内容
  - ① 施設サービス計画の立案
  - ② 食事 朝食 7時30分から

昼食 12時00分から

夕食 18時00分から

※食事は食堂でおとりいただいておりますが、心身の状態によっては、ご希望により居室で とっていただくこともできます。

心身の状態によっては、ご希望により食事時間をずらすこともできます。

- ③ 入浴 週に最低2回,一般浴槽、特別浴槽で対応し利用者の入浴の介助をいたします。
- ④ 看護・医学的管理の下の介護
- ⑤ 退所時の支援
- ⑥ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 理容サービス (毎週月曜日に実施します)

### 7. 利用料金

- (1) 基本料金は、介護報酬の告示上の額のうち、負担割合証に記載された割合となります。 以下は1割負担の場合の金額ですので、詳細は利用料金表をご参照ください。
  - ① 施設利用料(介護保険制度では、要介護認定等による要介護の程度によって利用料が 異なります。以下は1日あたりの額です)

	従来型個室		多床室
要介護1	753円		830円
要介護 2	801円		880円
要介護3	864円		944円
要介護4	918円		997円
要介護 5	971円	1,	052円

- ② 上記の利用料金に次の内容による加算が加算されます。
  - A 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I) 施設利用料金に1日につき51円加算されます。
  - B サービス提供体制強化加算(I) 施設利用料金に1日につき22円加算されます。
  - C 夜勤職員配置加算

施設利用料金に1日につき24円加算されます。

D 個別リハビリテーション実施加算

理学療法士・作業療法士、又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合、 1日につき240円加算されます。

#### E 送迎加算

入所日及び退所日に送迎を行った場合、片道につき184円加算されます。

- F 緊急時施設療養費は、利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われた医療行為について、F-1、F-2により加算されます。
- F-1 緊急時治療管理

利用者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、処置等を行ったときに、1月に1回、連続する3日を限度に、1日につき518円加算されます。

### F-2 特定治療

リハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を行った場合に、当該 診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10点を乗じ て得た額を算定します。

### G 重度療養管理加算

要介護4又は要介護5で手厚い医療が必要な状態の方が利用される場合は、1日につき120円加算されます。

### H 療養食加算

医師の指示に基づく療養食を提供した場合は、1日につき3回を限度として1回に つき8円加算されます。

## I 介護職員等処遇改善加算(I)

1月の介護報酬の75/1000が加算されます。

## J 総合医学管理加算

治療管理を目的とし短期入所療養介護を行った場合に、10日間を限度として、 1日につき275円が加算されます。

## K 緊急短期入所受入加算

計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を緊急に行った場合に、利用開始日から7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度として、1日につき90円が加算されます。

- ③ 連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合、30日を超える日以降については算定しない。
- ④ 短期入所療養介護利用者の送迎について

利用者の送迎については、日曜日、国民の祝日及び年末年始12月30日から 1月3日までを除き、午前9時から午後4時までとし、送迎の範囲は、会津若松市 (湊町、大戸町、河東町を除く)、会津美里町を基本とし、それ以外の地域の方は ご相談ください。

### ⑤ 滞在費

従来型個室1日当り1,728円多床室1日当り437円

### ⑥ 食費

1食につき 朝食 470円 昼食 600円 夕食 580円 ※滞在費、食費については課税状況により3段階の軽減措置があります。 これを受けるには、市町村へ申請し、認定を受けて下さい。

# <特定入所者介護サービス費>

			世帯全員が市町村民税非課税者		
基 準 費 用		1 段階	2 段階	3段階①	3 段階②
		生活保護受給者	合計所得金額と非	合計所得金額と課税	合計所得金額と課税
			課税及び課税年金	及び非課税年金収入	及び非課税年金収入
		老齢福祉年金受給者	収入額が	額が 80 万超~120 万	額が120万円を超える
			80 万円以下の方	円以下の方	方
滞在費	従来型個室	550円	550円	1,370円	1,370円
	1728円	3301			
	多床室	0円	430円	430円	430円
	437円				
食費		300円	600円	1,000円	1,300円
1,445円					

## (2) その他の料金

① 特別室利用料(1日当たり)

個室A (111、112号室)1,100円(税抜 1,000円)個室B (108、110号室)880円(税抜 800円)

② 電気料

製品特込使用料電気	種 類	日 額	月額換算	内 訳
	テレビ	5 3円	1,590円	
	ラジカセ	5 3円	1,590円	
	電気毛布	5 3円	1,590円	
	タブレット	5 3円	1,590円	

※月額換算は、1月を30日として計算したモデル事例です。

- ③ 理髪料 2,200円(直接お支払い下さい)
- ④ 教養娯楽費(クラブ活動をご希望される方、選択制です。)

習字クラブ160円1回につき園芸クラブ165円1回につき手芸クラブ200円1回につき

- (3) 利用料については、介護報酬の告示上の額とし、告示の変更があった場合は、その都度 修正いたします。
- (4) 支払い方法
  - ① 請求書を発行しますので、お支払い下さい。
  - ② お支払い方法は、現金及び銀行振込、または預金口座振替(郵便局、銀行他)の方法があります。入所契約時にお選び下さい。

(5) 被保険者が介護保険料の滞納等によって支払い方法の変更を生じている間は、償還払い とし、事業所に対し全額を支払い、サービス提供証明書と領収書を保険者である市町村 役場に提出して下さい。

## 8. 緊急時の対応及び協力医療機関等

緊急時の対応として、

- (I) 事業所は、利用者に対し、事業所医師の医学的判断より受診が必要と認める場合、協力医療機関または協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- (2) 事業所は、利用者に対し、事業所における介護保険施設サービスでの対応が困難な 状態、または、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介し ます。
- (3) 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、事業所は、利用者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

#### 協力医療機関

1 名 称 竹田綜合病院

住 所 会津若松市山鹿町3番27号

2 名 称 医療法人明精会 会津西病院

住 所 会津若松市北会津町東小松2335番地

#### 協力歯科医療機関

1 名 称 医療法人明精会 会津西病院

住 所 会津若松市北会津町東小松2335番地

2 名 称 本郷歯科診療所

住 所 大沼郡会津美里町字川原町甲1823番1

## 9. 事故発生について

- (1) 家族へ連絡します。
- (2) 市町村、居宅介護支援事業所、又は地域包括支援センターへ連絡します。
- (3) 施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償 いたします。

## 10. 施設利用に当たっての留意事項

面会・・・・・・・・面会は、家族との接触が大切なことから、家庭復帰をめざして おり、面会はなるべく多くお願いいたします。

※感染症が流行している時は、面会を制限する場合があります。

設備・備品の利用・・・・施設サービス計画に基づき理学療法士、作業療法士、介護福祉 士、介護員の指導の下に使用することができます。

所持品の持ち込み・・・・最低限必要な身の回り品の持参をお願いします。

金銭・貴重品の管理・・・原則としてお預かりはいたしません。

入退所日の診察・・・・入所日及び退所日に医療機関での診察はご遠慮下さい。

外出・外泊時の診察・・・原則としては、診察はできませんが緊急時は、事業所にご連絡 ください。

ペット・・・・・・・人畜共通伝染病の面から、持込等はご遠慮願います。 上記以外については、係員にご相談してください。

## 11. 非常災害対策

防災時の対応・・・・・自動転送システムにより消防署へ連絡。職員の自営組織に より避難、消防等にあたる。

防災設備・・・・・・避難誘導設備(玄関ホール掲示板に掲示してあります) 防火不燃材、防火シャッター、防火戸、スプリンクラー設備

防災訓練・・・・・・・月一回防災防火の注意、年二回消防防災避難訓練

防火管理者・・・・・・横山 貴之

### 12. 注意事項

- (1) 施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、 宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。
- (2) 利用者は、事業所を利用中に知り得た人の秘密を漏らしてはならない。利用後においても同様とします。

### 13. 要望及び苦情等の相談

施設で提供するサービスについての困りごと、苦情相談の担当者は支援相談員です。

月曜日~土曜日 8:45~17:00

※ただし、日曜日・国民の祝日・年末年始12月30日~1月3日を除く。

支援相談員:栗田 真希 池内 亜理沙 中島 和典

電話:0242-56-5000 FAX:0242-56-5004

責任者:施設管理者 岩松 宏

施設内に備えつけられた「ご意見箱」もご利用下さい。

苦情解決委員会第三者委員が解決のお手伝いをいたします。 小柴 繁徳(特定社会保険労務士)・鈴木 富士子(看護師)

あなたのお住まいの市町村介護保険相談窓口及び福島県国民健康保険団体連合会 024-528-0040も相談の窓口になっております。

#### 14. 個人情報保護

個人情報保護に基づいて個人情報の管理を徹底し、利用者の個人情報の取扱いについては、 常に利用者の目的範囲かを確認し同意を得るものとする。情報の開示に当たっては、細心の 注意を払い法の理念に則って行うものといたします。

#### 15. 虐待の防止

利用者の人権の擁護、虐待の発生、再発防止等のため、指針を整備し委員会を定期的に開催します。また、虐待を防止するための研修会を6ヶ月に1回実施し、虐待防止措置を適切に実施するために担当者を設置します。

委員長 岩松 宏(医師)

委員 薄玲子(看介護長)鈴木智(通所リハビリテーション所長)横山貴之(事務長)

### 16. 身体の拘束

当施設は原則として身体拘束は行いません。但し、生命または身体を保護するため等、緊急的にやむなく行う場合は当施設医師が態様、時間、心身の状況、やむを得なかった理由を診療録に記載します。

#### 17. 業務継続計画

当施設は感染症や非常災害の発生時において、施設サービスの提供を継続的に実施するため業務継続計画を策定しており必要な措置を講じ実施いたします。

# 18. 口腔衛生管理

当施設は口腔衛生の管理体制を整備し、状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。

#### 19. 第三者評価事業について

当施設においては、『福島県介護保険施設サービス評価事業実地調査』を受けております。 実施日:平成17年10月25日

## 20. その他

事業所についての詳細は、福島県情報公表システム、医療法人明精会ホームページ、施設内の掲示版に掲示しています。

#### 附則

- 第1条 この重要事項説明書は、平成10年06月01日から施行する。
- 第2条 平成12年06月01日改正施行する
- 第3条 平成19年05月16日改正施行する
- 第4条 平成21年01月05日改正施行する
- 第5条 平成21年04月01日改正施行する
- 第6条 平成21年06月01日改正施行する
- 第7条 平成22年05月07日改正施行する
- 第8条 平成24年04月01日改正施行する
- 第9条 平成25年04月01日改正施行する
- 第10条 平成25年08月01日改正施行する
- 第11条 平成26年04月01日改正施行する
- 第12条 平成27年04月01日改正施行ずる
- 第13条 平成27年08月01日改正施行する
- 第 14 条 平成 29 年 04 月 01 日改正施行する
- 第15条 平成30年04月01日改正施行する
- 第 16 条 令和 元年 10 月 01 日改正施行する
- 第17条 令和02年04月01日改正施行する
- 第18条 令和03年04月01日改正施行する
- 第 19 条 令和 03 年 08 月 01 日改正施行する
- 第20条 令和03年10月01日改正施行する
- N1 20 % 11/1 00 | 10/1 01 | 10/1 ME/11 / 0
- 第21条 令和04年04月01日改正施行する第22条 令和04年10月01日改正施行する
- 第23条 令和05年04月01日改正施行する
- 第24条 令和05年10月01日改正施行する(支援相談員の変更)
- 第25条 令和05年11月01日改正施行する(理髪料の変更)
- 第26条 令和06年04月01日改正施行する(介護報酬改定に伴う変更)
- 第27条 令和06年06月01日改正施行する(7,②加算内容、(2)電気料金項目追加)
- 第28条 令和06年08月01日改正施行する(7.(1)⑤、特定入所者介護サービス費変更)
- 第29条 令和07年04月01日改正施行する(13.苦情解決第三者委員の変更)